○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじ

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじ

を行う場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじ

(1)

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行

四

同職務代理者

台市泉区南光台

二丁目

○番一

四

宮城県第二区

選

挙

長

を行う場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行

○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件

よる選挙運動に関し支出することのできる金額

宮

を行う場所及び日時

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第百九十四条の規定に

○衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時 ○衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者

選挙管理委員会

目

次

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじ

行 発 城 ○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじ ○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行 う場所 を行う場所及び日時 を行う場所及び日時

宮

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙長の事務を行 う場所

ージ \equiv ○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所 ○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 ○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙立会人のくじ ○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所 及び日時 を行う場所及び日時

$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ ○宮選管告示第百四十九号

 $\stackrel{-}{\sim}$

○宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日

選挙管理委員会

 \equiv 三 城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 十九号)第八十条の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八 宮

令和三年十月十九日

宮城県選挙管理委員会 委員 長

皆

Ш

章 太 郎 \equiv

衆議院小選挙区選出議員選挙

四

宮城県第一区 選 挙 長 加美郡加美町字赤塚二一二番地

兀

同職務代理者 台市泉区南光台二丁目一〇番一

皆

章太郎

見

田 Ш

茂

紀

加美郡加美町字赤塚二一二番地 皆

Ш

見 田 章太郎 茂 紀

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会

宮城県第五区 宮城県第四区 宮城県第三 選 同職務代理者 選 同職務代理者 挙 挙 挙 三区 長 長 長 仙台市青葉区国見ケ丘一丁目三一番地の一一 仙台市青葉区五橋一丁目一番四五 仙台市青葉区土樋一丁目二番一四号 仙台市青葉区五橋一丁目 仙台市青葉区土樋一丁目二番一四号 一番四五 植 佐 小 佐 小 木 藤 野 藤 野 俊 久美子 純 久美子 郎 郎 哉

○宮選管告示第百五十号 衆議院比例代表選出議員選挙 同職務代理者 選挙分会長 同職務代理者 仙台市青葉区桜ケ丘七丁目二一番二三号 仙台市泉区歩坂町一六番一九号 名取市増田字柳田八五番一三号 三 戸 黒 井 浦 澤 英 秀 明 靖

議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆 令和三年十月十九日 宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 Ш

章

太 郎

衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会 場 日 場 所 時 所 仙台市青葉区本町三丁目八番 令和三年十一月三日 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 一号 宮城県庁 午後一時三〇分

○宮選管告示第百五十一号 一十三年政令第百二十二号)第十五条で準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 最高裁判所裁判官国民審査法 日 時 令和三年十一月三日 (昭和二十二年法律第百三十六号)第二十七条及び同法施行令(昭和 午後一時三〇分

第八十条の規定により、

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長

及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

宮城県審査分会長 仙台市泉区歩坂町一六番一九号 戸 井 秀

宮城県選挙管理委員会

委員

長

皆

Ш

章

太

郎

職 務代理者 仙台市青葉区桜ケ丘七丁目二一番二三号 三 浦 英 明

○宮選管告示第百五十二号

官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。 (昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判 最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二十二年法律第百三十六号)第三十四条で準用する公職選挙法

令和三年十月十九日

宮城県第六区

挙

長

仙台市青葉区国見ケ丘一丁目三一番地の一一

植

木

俊

哉

同職務代理者

名取市増田字柳田八五番一三号

黒

澤

靖

宮城県選挙管理委員会

委員長

皆

Ш

章

太

郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

場 日 時 所 令和三年十一月! 午前十時

○宮選管告示第百五十三号

第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法 (昭和二十五年法律

令和三年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

員長 皆 Ш 章 太 郎

宮城県第五区 宮城県第四区 宮城県第三区 宮城県第二区 宮城県第一区 候補者一人につき 候補者一人につき 候補者一人につき 候補者一人につき 候補者一人につき 金 金 金 金 金 = 三 芸 八九〇、 六七三、 四一一、五〇〇円 九四三、〇〇〇円 七〇三、〇〇〇円 四〇〇円 六〇〇円

○宮選管告示第百五十四号

宮城県第六区

候補者一人につき

金

九一二、〇〇〇円

十六条第一項、第八十条第一項、 び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七 令和三年十月十八日現在における地方自治法 第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及

とおりである。

令和三年十月十九日

四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては

その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と

する選挙権を有する者の総数の三分の一の数

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 Ш 章 太 郎

える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超 三八、五七八

地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数 三四一、一一一

得た数とを合算して得た数

泉 太 若 宮 城 葉 林 白 選 選 選 選 選 挙 挙 挙 挙 区 区 区 区 区 六五、 三八、 五 五九、 八二、五〇三 七一四 四八一 三七八 八七二 大 東 栗 登 松 原 米 沼 島 選 選 選 選 選 挙 挙 挙 挙 区 X 区 区 X 三六、 八、 二一、九七八 〇七七 九四一 一三八

柴 富 谷・ 田 黒 選 Ш 選挙 挙 区 X =五 八〇四 四七三

宮 城 選 挙 X $\stackrel{-}{\equiv}$

田 · 取 伊具選挙区 七五〇

加 田

遠

二二、六九四

多賀城・七ヶ浜選挙区

選 区 六三七

刈田選挙区

気仙沼・本吉選挙区 \equiv 二十六

白

石 ·

塩 石

釜

選

挙

区

五

卷 •

牡鹿選挙区

四一、

八三八

二一、三三七 Ξ 豆 理 選

挙 区

 \equiv 〇六〇

八七七

美 選 区 一一、三九九 二九五

○宮選管告示第百五十五号

百六十二号) 令和三年十月十八日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える (昭和三十一年法律第

数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数

(3)

とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十月十九日

三四一、一一一

次の

〇衆選一告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四-一七 宮城県仙台合同庁舎

〇衆選一告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

令和三年十月二十八日

時

〇衆選二告示第一号

 $\stackrel{-}{-}$

日

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

〇衆選二告示第

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 Ш

章

太

郎

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

郎

選 挙 長 皆 Ш 章 太

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一

挙

長

皆

Ш

章

太

郎

午後五時

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選 挙 長 皆 Ш 章 太

郎

仙台市青葉区堤通雨宮町四-一七 宮城県仙台合同庁舎 次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

次のとおりこれを行う。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のくじは 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙

長

皆

Ш

章

太郎

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

日 場

時 所

令和三年十月二十八日

午後五時

〇衆選三告示第一号 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める

令和三年十月十九日

〇衆選三告示第二号

仙台市青葉区堤通雨宮町四-一七 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県仙台合同庁舎

宮城県庁

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

挙 長 小 野 純 郎

選

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

郎

選挙 小 野 純

午後五時

場 日 時 所 令和三年十月二十八日 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

〇衆選四告示第一号

う場所を次のとおり定める。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行 令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

挙

野

純

郎

う場所を次のとおり定める。

仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四-一七 宮城県仙台合同庁舎

〇衆選四告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

次のとおりこれを行う。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙

長

小

野

純

郎

所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

日 場 時 令和三年十月二十八日

午後五時

〇衆選五告示第一号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選 挙 長

植

木

俊

哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

仙台市青葉区堤通雨宮町四-一七 宮城県仙台合同庁舎

〇衆選五告示第二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

令和三年十月十九日

次のとおりこれを行う。

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙

長

植

木

俊

哉

日 場 時 所 令和三年十月二十八日 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 午後五時

〇衆選六告示第

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙長の事務を行

皆

Ш

章

太 郎 戸

井

秀